



発行日 2018年7月1日

日本新聞労働組合連合 東京都文京区本郷2丁目17-17 井門本郷ビル6階 電話 03(5842)2201 FAX 03(5842)2250 ホームページ http://www.adress shinbunoren.or.jp/ (年間購読送料共2000円 組合員の購読料は組合費に含めて徴収しています)

第132回

定期大会議案

とき 2018年7月24日(火) 15時(水) ところ 東京都台東区・台東区民会館9Fホール

人権侵害許さず 新聞労働者の権利守ろう

はじめに

財務省の福田淳一事務次官(当時)によるテレビ朝日記者へのセクシャルハラスメント報道を契機に、多くの女性記者たちが、取材先や社内でのセクハラを告発する声を上げました。セクハラが深刻なのは、福田氏発言の録音でも分かる通り、相手を単なる性的欲求を満たす対象として扱い、敬意のかけらもないことです。記者としての自分を否定された、一社会人としての自



全国女性集会でセクハラ問題などについて議論するパネリスト。2018年4月21日

分を否定されたも同じです。

自分と属性の違う他者に敬意を払わず蔑む行為は、いま社会に蔓延しています。この属性の違いが性別なら「セクハラ」、地位なら「パワハラ」、国籍や人種なら「ヘイト」です。人権や多様性の尊重を訴えてきた新聞が、その足元で人権侵害を容認していいわけがありません。

労働組合は「最も弱い立場の人、最も辛い思いをしている人に寄り添い、手を差し伸べる」ために存在します。セクハラ問題は、私たちがまた問われているのです。

新聞通信合同ユニオン電波新聞支部による残業代請求訴訟は昨年12月、東京地裁で満足のいく和解を勝ち取りました。同時に、電波新聞支部の組合員に対して苛烈なパワハラをしてきた当時の社長が事実上の解任劇で退任しました。当時の社長は「電波新聞社員は世界一のバカ」など、耳を疑う罵声を恒常的に浴びせていました。

長く勤めてきた会社のトップにこんなことを言われて、平気でいられる人なんていません。その電波新聞支部の仲間を、合同ユニオンは支え続けました。合同ユニオンは、フリーランス記者、新聞奨学生やそのOBなど、会社に対し弱い立場に置かれている仲間たちの集まりです。だからこそ、労組の必要性を誰よりも感じ、文字通り手弁当で活動しています。

新聞労連加盟86組合の多くは、ユニオンショップや過半数組合です。労組は「あつて当たり前」の存在です。毎月数千円から1万円前後の組合費が高いとして「労組不要論」を訴える人もいます。労組も常に変革が求められます。ただ、合同ユニオンの取り組みをみれば、労組不要論がいかに無邪気かが実感できます。

全国の労組組織率が2割を切る中、新聞労連は8割を保っています。だからこそ経営側に対峙することができます。社会に対して一定の発言力を持つことができ、86組合は、考え方も組織形態も様々です。だからこそ、しっかり議論し、考え方の違う他者への敬意を忘れず、連帯して「経営と権力の監視」を続けていきたいと思います。

活動報告

平和・言論の自由

今年1月と4月、新聞労連書記局の電話が鳴り止まない事態が起きました。1月はジャーナリズム大賞に朝日新聞の「森友・加計報道」を選んだと公表した時、4月は「セクハラは人権侵害」財務省は認識せよ」の声明を出した時です。2度とも苦情が大半でした。1月の苦情電話は「朝日の森友・加計報道は捏造だ」、4月は「安倍政権を潰す目的だ」といった内容です。森友・加計報道のところが捏造なのでしょうか。むしろ、その後財務省による公文書改ざんを朝日がスクープしたこと、一連の報道の価値をさらに高めました。

セクハラに対する抗議声明も、私たちの仲間である記者を被害から守るために、財務省や報道機関に反省と対応を求めたものです。

事の正誤ではなく、自分が気に入らない報道は「捏造」「フェイク」と決めつけ、自分が気に入らない言動は「反日」「売国」と罵る。そんな風潮が広がっています。

産経新聞が裏取りを怠り、沖縄の地元紙を「日本人として恥」と記事で批判し、後に「おわび」を出す

活動報告

組織問題

新聞労連の組織体制は、依然として厳しい現状が続いています。1980年代に3万8000人台だった組合員数は18年4月現在で2万3700人となっています。毎年、新聞労連加盟の中規模単組が、ひとつずつ消滅しているような状況です。新聞産業を維持・発展させ、ジャーナリズムを守り、新聞労連を未来につなげていくためには、組織拡大・組織強化が最優先の課題です。

加盟単組を100組織まで広げようとした「組織拡大・チャレンジ100プロジェクト」は3年が経過しました。組織化の対象として①未加盟の新聞社組合②関連会社の既存組合③関連会社の従業員の組織化④非正規労働者組織化などが挙げられます。その間、各単組と各地連、そして労連本部が連携しながら、新聞労連未加盟組合や新聞社の関連会社組合への地道なオルグや働きかけを進めています。ほかにも、複数の労連未加盟組合が集まり勉強会に参加してくれるよう

事態が起きました。

昨年のMXテレビの番組「ニュース女子」に続き、沖縄への「ヘイト」ともいえる記事でした。新聞を購読したことがない若者は、インターネットに積極的に記事を開示している産経新聞の記事を最も読み、「新聞＝産経」と考える人も珍しくありません。このため、今回の事態は1社にとどまらず、新聞全体への影響が懸念されます。

私たちは新聞人として愚直に事実を伝えていくと同時に、フェイクニュースに対しては、フェイクだと発信していくことも必要でしょう。無視していると結果的に容認していることになってしまつてもあるからです。

かつて新聞が戦争に担った、煽つたとの痛烈な反省から結成された新聞労連にとって、「非戦・非核」の取り組みは不可欠です。現行憲法の「平和主義」を後退させるような改悪をさせないよう監視していきましよう。

なるなど、少しずつではありますが加盟に向けた動きも始まっています。しかし、組織拡大は一朝一夕には進みません。継続して地道にオルグを行い、具体的な成果につなげていく必要があります。

社内で少数組合の東京新聞労組と山陽新聞労組の組織強化の支援はもちろんのこと、地道に加盟し労連には未加盟の福島民報労組や、熊本日日新聞労組などに對する働き掛けを強めます。また、各地連では未加盟組合に訪問し、労連加盟を積極的に呼び掛けています。

2018年4月からは非正規で働く人たちの無期雇用転換が始まりました。雇止めなどの問題を想定し、組合が非正規のみなさんを支援していくためにも仲間を迎え入れる準備として、昨年度から非正規の組合員を仲間に加え入れた単組に対し、1人当たり新聞労連の月額加盟費の半額にあたる300円を補助する制度を創設しました。組織強化・組織拡大により力を入れていくためにも、「チャレンジ100プロジェクト」

新聞産業情勢

の取り組みの課題などを洗い出し、成果につなげていくために柔軟な取り組みが求められます。役員体制は、副委員長が非専従となり3年目を迎える

ます。他産別や市民団体との連携活動などについては、制限のある中でも必要なものについては積極的に関与していきました。単組支援や争議支援などに力点を置

き、さらに団結を強めていきます。

1、すすむセット割れ、夕刊発行に課題、部数

新聞協会の「日刊紙の都道府県別発行部数と普及度」調査(2017年10月現在)によると、新聞協会会員日刊新聞117紙の総発行部数(朝夕セットを1部とカウント)は4212万8189部で、前年比114万7958部(2.7%減)の減少です。

10年前の2008年(5149万1409部)と比べると81.8%、部数ピークだった1997年(5376万5千部)との比較では78.4%の部数となります。

とりわけセット部数は970万510部で前年比6.8%減と大きく後退。ここから夕刊の部数減が深刻な状況が伺えます。この1年でも岐阜新聞が17年10月から、日経が18年1月から沖縄で、それぞれ夕刊発行を停止しました。今後も夕刊の廃止、中国、新潟のような新たな媒体発行の検討が進むと考えられます。

2、デジタル分野や他媒体との協働が加速

電通が2018年2月に発表した「2017年日本の広告費」によると、日本の全ての媒体による総広告費は6兆3907億円、前年比1.6%増で、6年連続プラス成長となりました。けん引役はインターネット広告費で、1兆5094億円(前年比15.2%増)、うち製作費を除いた「インターネット広告媒体費は、1兆2206億円(同17.6%増)と前年以上の伸び率を示しました。

一方で新聞広告費は5147億円(同5.2%減)です。マスコミ4媒体の中では紙メディアの新聞と雑誌がマイナス、テレビ・ラジオはほぼ横ばいと明暗を分ける形になっています。新聞広告は、10月の衆院選による出稿増や、企業収

種類別ではスポーツ紙の長期的減少傾向が顕著で、08年の492万8千部から、17年には336万5千部と、この10年で32%減少しています。

次に、普及度を見ます。同調査で算出される1部当たりの人口は2.98人で10年前(08年、2.47人)の1.2倍に、1世帯当たり部数は0.75部で、人口は減少しても世帯数が増加している関係で10年前(08年、0.98部)から23%の後退です。

人口や世帯数と部数との直接的な相関は簡単に論じられませんが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口からも将来人口が増加に転じる可能性は極めて低いので、顧客ターゲットの減少に伴い今後も厳しい状況が続くと考えられます。

一方で、今回初めて新聞協会が実施した「2017年新聞オーディエンス調査」によれば、購読の有無や頻度を問わず、インターネットで記事に接する場合も含み多様な形で新聞に接触する「新聞オーディエンス」は調査者(15歳以上79歳以下の男女個人12000人)の89.1%というデータもあり、新聞の発信するコンテンツそのものの必要性は依然として高いといえます。

益の好調で年末にかけて出稿増となったことにより、前年を上回る期間もありましたが、前年のリオ五輪・パラリンピックの反動減、夏場の天候不順なども減少の要因となりました。

業種別では、「エネルギー・素材・機械」「官公庁・団体」が増加。「自動車・関連品」「精密機器・事務用品」「金融・保険」などが減少しています。

紙の広告をあまり取らない取り組みが実を結びつつあります。「日本の広告費」によれば、インターネット広告市場の拡大と連動して、新聞社が取り扱うデジタル広告も着実に成長。デジタルと連動した紙面企画をはじめ、他媒体との協働も加速しました。また、紙としての新聞に限定しない、新聞社が持つ様々な機能や資産、ブランドイメージの活用、地方創生に関連した

地方紙企画などの模案も活発に行われ始めています。販売店が扱う折込広告も、4170億円(同6.3%減)と本紙面の広告以上に落ち込んでいます。

3、生き残りかけ印刷工場 の協業化・購読料改定

沖縄タイムス社と琉球新報社は2017年10月、印刷業務の協業で合意、次期の輪転機更新に両社が共同で出資し、印刷別会社を設立することになりました。両社の印刷職場の従業員がどのような形で仕事を続けることになるのか、また不透明な部分があり、労働条件の不利変更を許さない監視が必要となります。

この数年、他社への印刷の委託は加速度的に進んでいますが、同じ地域で発行する2社が1つの工場を建設するのは初めてのことで、部数減少傾向の中での新たな合理化戦略として今後、他の地方にも広がる可能性があります。

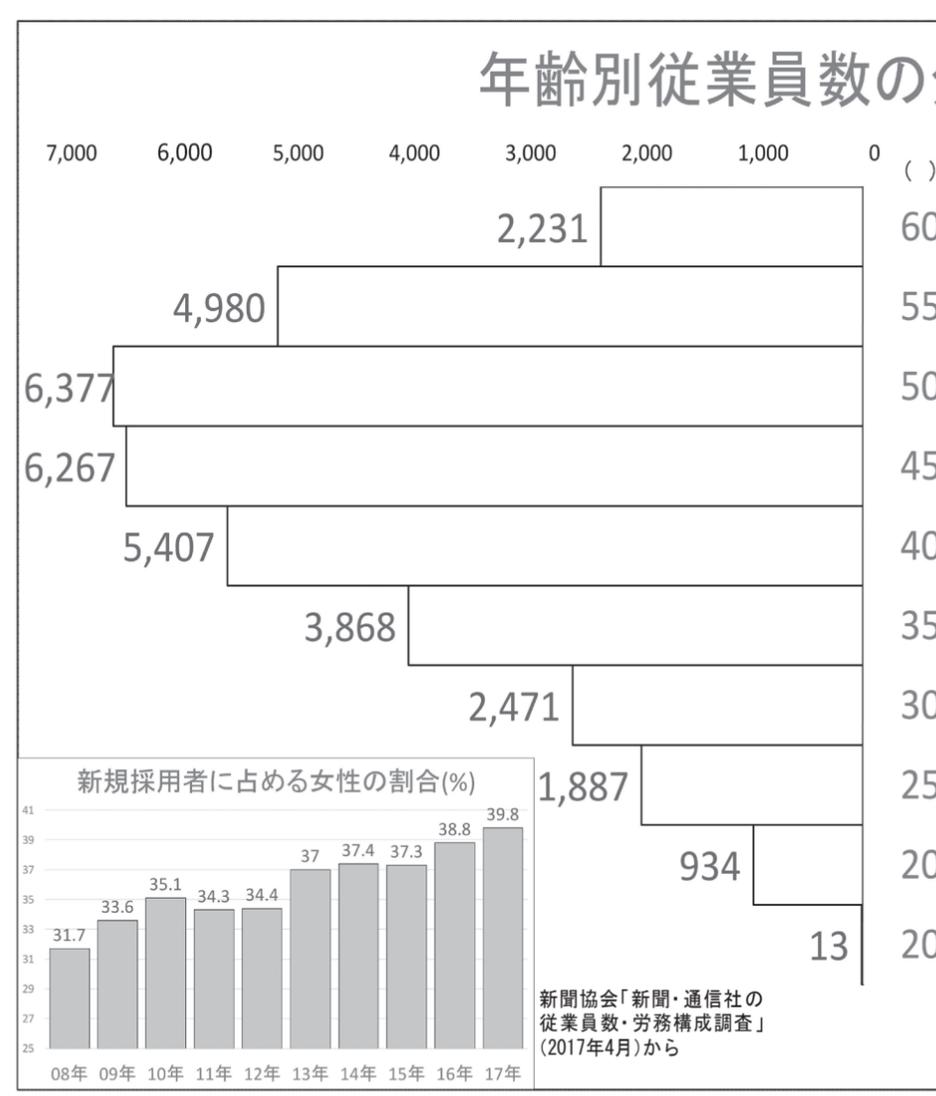
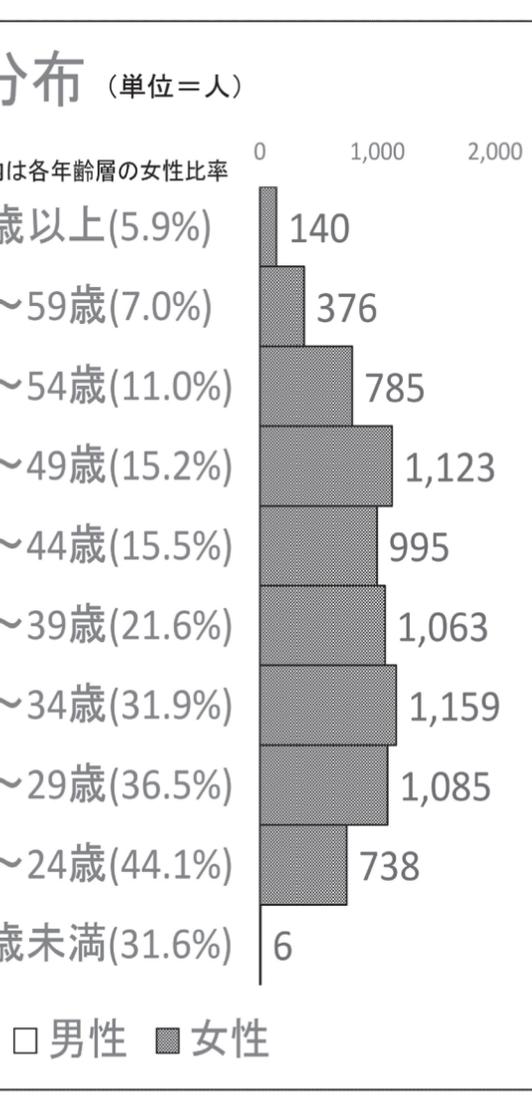
17年4月以後、静岡、八重山毎日、東奥、熊本日日、日経、岩手日報などで20数年ぶりに購読料改定が行われました。いずれも輸送費や資材費、配達経費の増加などを値上げの理由に挙げています。日経は紙の購読料を上げる一方で、デジタル版の購読料は据え置きまま

した。これらの動きは、縮小する紙の購読市場に対処する戦略の1つと言えるでしょう。将来の産業の在り方を左右する経営方針で、最も影響を受けるのは今職場を支えている若い組合員たちです。経営の判断だけに任せるのではなく、私たち労働組合も職場からしっかりと議論にコミットしていくことが求められます。

4、年齢もジェンダーも いびつな労務構成

新聞協会の「新聞・通信社の従業員数・労務構成調査」(2017年4月)によると、新聞協会会員新聞・通信98社の従業員総数は4万2248人、うち女性は7572人で、女性の占める割合は17.9%となっています。女性の割合をさらに同調査の年齢構成別従業員分布からみると、60歳以上の5.9%から年齢が

下がるほど増加し、17年の新規採用では39.9%採用総数1164人中464人)となっています。50歳以上の男性従業員数が極めて多いことから、この年齢層が65歳で退職する2032年には、17年と同じ4割の女性の採用を続けたとすれば、総従業員数に占める女性の比率は26.2%になると計算できます。実際には女性の採用の比率はさらに増える可能性が高いですから、この頃には3割以上が女性になっている可能性があります。



2018年度運動方針

1、総論

2018年度も新聞労連加盟の86単組が結集でき、活動実態により即した運動方針を掲げます。組合員の労働条件の改善・維持、長時間労働の是正など働き方の見直しを図るのほもちろんですが、ジャーナリズムとしての社会的責任を果たしていくために新聞産業、平和・民主主義を守る取り組みにも力を尽くします。

労使ともに本格的に取り組み始めた長時間労働の是正は引き続き力点を置きます。60時間の長時間労働というラインを超えれば、心身へのダメージが蓄積され将来的に不調をきたすとも言われています。

また労働法制改悪の動きとして、高度プロフェッショナル制度(以下、高プロ)創設などを盛り込んだ働き方改革関連法案が、7月中にも通常国会で成立する見込みです。「残業代ゼロ法案」とも呼ばれる高プロが導入されれば、長時間労働を助長する恐れがあり、断固認めるわけにはいきません。法案提出を見送った裁量労働制の適用範囲拡大論議も再燃する可能性があり、注視が必要です。組合員のいのちと健康を守るために、労働組合が主導して実態に即した長時間労働是正策を求めていく必要があります。

組織拡大・組織強化は新聞労連の最大の課題です。有期契約労働者の無期転換への対応をはじめ、「組織拡大チャレンジ100プロジェクト」に今まで以上に力を入れ、地道に仲間を増やす活動に取り組みます。単年度執行部が主体の単組支援として、不利益変更提案に対する支援など、新聞労連本部の力をフル活用し対応していきます。昨春闘では初めて、経営側のベアゼロ攻勢に対抗して、より要求を確実に獲得していくための、重層的・多面的な賃上げ要求を掲げました。今後も引き続き議論を重ね、春闘の要求のあり方について模索していきます。

労働組合をはじめ、市民が監視対象になりかねない共謀罪について引き続き反対の声をあげ、言論・表現の自由を脅かす政府の動き、労働法制の改悪を監視していきます。

財務省前次官による、テレビ局の女性記者に対するセクハラハラスメントは大きな社会問題になりました。新聞労連は、「セクハラは人権侵害」と考えています。新聞業界は、記者の半数近く女性を新規採用し

ています。いまなお、女性記者が取材先からセクハラ被害を受ける事例は後を絶ちません。今後もセクハラをめぐる問題に、性差を超えた社会問題として正面から向き合い、会社・社会に対しメッセージを発信します。

2、男女平等の労働環境を実現する取り組み

「あらゆるハラスメントを許さず、誰もが働きやすい職場環境を作ろう」

- ①女性が労組役員を引き受けられるような環境整備を進め、男女比を考慮し、可能な組合から、労組役員女性の比率を3割以上にするをめざす。
- ②セクシャルハラスメントを含むすべてのハラスメントは人権侵害であることを周知徹底させる。
- ③職場の内・外で、従業員に対するセクハラを許さない経営側の姿勢を求める。
- ④あらゆるハラスメントへの対応や防止策について、解決に向けた手順を経営側に示させる。
- ⑤子育てや介護で労働時間に制限がある従業員が賃金や昇進で不利な扱いを受けないよう求める。
- ⑥経営側に「性的指向、性自認に関する差別的言動を行わない」行動規定や差別禁止規定を策定させたり、職場での故意や悪意に基づく「アウティング」(第三者が本人の同意を得ずに明らかにする)は、ハラスメントであることを周知徹底させるために管理職を含む従業員への研修を実施させる。
- ⑦性的少数者への理解を深め、要求を吸い上げ、実現化させる。
- ⑧夫婦に認められている諸制度を同性パートナーへも適応させる。

3、労働条件、職場環境、雇用を守る取り組み

「長時間労働、労働強化を許さず働きやすい職場づくりを努めよう」

- ①労働単価の切り下げを許さず、安定した生活を保障する賃金水準を確保する。

- ②企業業績のみを基準とした不安定な成果・業績主義賃金の導入に反対する。職能資格給制度(職能給制度)の導入提案には、制度設計や人事考課の内容など昇給システムを精査し、慎重に対応する。既に導入されている組合は、見直しの取り組みなどの情報交換を促進し、改善に努める。また、賃金制度見直しを口実にした昇給幅の切り下げは認めない。
- ③労働条件に関する就業規則の一方的な不利益変更、手当ての切り下げは安易に認めない。受け入れがやむを得ない場合でも、財務状況を公開させ経営責任を明確にし、引き下げの実施は時限措置として限定的運用、激変緩和措置などの歯止め策を講じる。
- ④長時間労働解消のため、会社に労働時間の実態把握と情報開示を徹底させる。長時間労働の原因である働き方の見直しを進める。そのためには各単組の時



沖縄平和行進でシュプレヒコールを上げながら歩く参加者
=2018年5月13日

短対策の具体例や改善策などを情報交換し共有する。

⑤36協定の締結の有無を調査し、未締結の組合に対しては速やかに締結するよう促す。事実上の残業時間を無制限化させている特別条項の見直しをすすめる。

- ⑥労基法に基づく適正な時間外割増率を協定化する。時間外60時間以上に50%割増適用が猶予されている中小企業であることを理由とした適用除外条項を制度導入の拒否理由にさせず、新聞企業としての社会的役割を果たさせる。また、算定根拠の不明確な「打ち切り時間外制度」や違法の疑いがある運用は見直しさせる。長時間労働を防止するため時間管理を徹底させ、インターバル時間の導入を促進する。
- ⑦裁量労働制導入に対しては慎重に議論し、時短につながる制度を同時に導入する。導入後の監視のため、期限が1年以内の労使協定を結び、更新時に必ず検証・改善を要求する。会社が受け入れない場合は、更新拒否も検討する。裁量労働対策ハンドブック(ゆとりある職場を目指して)を活用し、学習を進める。
- ⑧クレーンクレーン制度(有期契約と有期契約の間に6カ月以上の空白期間があることで通算契約期間がリセットされる制度)の悪用等による無期転換ルール逃れを許さない。非正規労働者および新たに無期雇用となつた労働者の労働条件改善を進める。
- ⑨過労死基準の月80時間を超えた残業時間の上限規制法案の見直しを求める。
- ⑩高度プロフェッショナル制度など労働時間の概念そのものをなくそうとする労働時間規制の緩和に反対する。また、経営側による高プロ導入を許さない。
- ⑪不合理な解雇を助長する可能性のある解雇の金銭解決制度に反対する。
- ⑫高齢者雇用安定法の趣旨に則り65歳定年制の実現を基本に、雇用延長を求める者が希望職場で働くことができるよう、再雇用制度の整備・改善を図る。
- ⑬確定拠出年金、確定給付年金への移行など、企業年金制度の改定を検討・提案されている単組については、退職一時金も含め不利益とならないよう、先行単組の事例も踏まえ、その対応策を検討する。
- ⑭賃上げなど経済闘争の再構築のため、新しい経済闘争方針の確立を目指す。従来の考え方にとらわれることなく、組合員の労働条件を守り、より加盟単組に役立つ産別としての経済闘争のあり方を模索する。

4、いのちと健康を守る取り組み

「心身の健康、ワークライフバランスの充実を図り中途退職者を出さない職場作りを進めよう」

- ①傷病休暇、育児、介護休暇などの諸制度を充実させよう。
- ②休業後の職場復帰において柔軟な働き方を可能にする労働環境を求めよう。
- ③通院、闘病しながら働き続けることができる制度を拡充させよう。
- ④転勤や配置換えなどの際には、従業員が家族の責任を全うできるよう経営側に配慮させる。
- ⑤ワークライフバランスの充実を図り、育児・介護・地域活動などに参加する機会を奪わない働き方を確立させよう。
- ⑥長時間労働を抑制し、メンタルヘルス対策などを職場で実行させる。
- ⑦予防接種補助、がん検診や人間ドック制度の拡充を求め、早期発見早期治療ができる環境を整えさせる。
- ⑧震災や、事故などによる惨事ストレスの学習を続け、対策を求める。

5、組織、産別運動を強化する取り組み

「質・量ともに組織強化、国内外の労働者と連帯」

- ①単年度執行部が主流となつた加盟単組に、組合運営と要求作りに役立つ情報を伝え、全職場の課題を洗い出し、職場からの取り組みを強化する。
- ②新聞労連の組織拡大「チャレンジ100」プロジェクトをより一層推進する。
- ③未組織労働者の状況を把握し、改正労働契約法第18条による無期転換される労働者の組織化をすすめる。

新聞労連第132回定期大会7月24日(火)、25日(水)東京・台東区民会館

新聞労連会費の推移

年度	労連会費	アップ率	登録人員
1981	395円	9.72%	38,771
85	475円	20.25%	38,248
90	535円	12.63%	36,629
95	570円	6.54%	35,413
98	600円	5.26%	33,315
99	据え置き		32,392
2010			24,455
2014			21,358
2015			20,936
2016			20,669
2017	据え置き		20,201

2018年度の労連会費に変更はありません。現行月額組合員1人あたり600円と犠牲者救済金10円を維持しますが、有期契約労働者の無期雇用転換に備えるため、非正規組合員を組織化した単組に1人あたり月額300円の補助金を支給します。補助金は新たな予算措置を必要とするのではなく、新規に組織化した人を対象とするため、補助金を支出しても増収となりません。18年度まで2年間の時限措置ではあります。非正規の組合員に対しては事実上労連会費を平減し組織拡大につなげます。

18年度の財政方針は、①組合員の実数登録を確実に履行する、②会費の未納、滞納をなくす、③経費の効率化と削減に努める、④組織・活動を活性化させる。

2018年度財政方針

- ④労働組合活動の原点を確認しつつ、▼単組執行部の課題解決に役立つ専門家と講師の派遣・相談活動▼労連青年女性部はじめ単組・地連青年女性部活動への支援▼若手組合員への労働者の権利に関する教育▼新聞社・記者を志望する学生への就活支援を強化する。
- ⑤MIC、憲法労組連をはじめ、反戦平和、労働争議支援、共通する課題で産別を超えた共闘を強める。
- ⑥メディア関連産業で働く労働者と連帯し、日放労、メディア研究者、フリーランス・ジャーナリスト、ネット・メディア労働者と連携する。
- ⑦中立産別の立場を生きかし、一致する要求と課題ですべてのナショナルセンターと連携する。

- ⑧UNI、IFJを通じた国際連帯を密にし、報道・表現の自由の拡大を求め、労働者保護規制の緩和と日本政府のメディア規制・秘密保護法・共謀罪の国際的な批判を広げる。

6、平和と民主主義を守る取り組み

- ～言論・表現の自由、憲法・平和を守るため発信し続けよう～
- ①「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を脅かす憲法改悪に反対する。

労働争議

1、争議の支援のあり方

新聞労連では、加盟単組の物心両面の支援で、宮古毎日新聞の不当労働行為・組合員差別の争議に取り組み、10年におよぶ長期争議は一段落しました。ただ山陽新聞の不当労働行為事件が未解決のままです。

新聞労連は、労働者の権利侵害や組合つぶしを許さず、労働委員会、裁判・労働審判の傍聴、支援行動への参加、カンパ会計の活用で、強力で支援していきます。

争議の長期化は当該の組合、組合員にとっても大きな負担です。早期解決を目指すためにも、労使の力関係を逆転させることが重要です。第三者機関での闘争と同時に、すべての従業員を視野に組織化の取り組みを強めることも大切です。争議を闘う組合と組合員の意向を踏まえ、柔軟に様々な手段を活用して支援に当

ハリのある予算配分を行う、⑤労連改革を予算、活動に反映する一を柱に据え、財政健全化に努めます。

一般会計の単年度赤字を補填し、直面する財政危機を乗り越えるために、争議基金特別会計から1億5000万円を拠出し、15年度から「財政健全化基金」を新設しています。副委員長の高専化などで

- ②知る権利や報道の自由、平和主義に反する特定秘密保護法、安全保障法制、共謀罪（テロ等準備罪）の廃止を訴える。
- ③復帰46年を経たなお在日米軍基地の7割が集中する沖縄への差別を許さず、辺野古など新基地建設に反対し、「基地のない平和な沖縄」の実現を訴える。
- ④広島、長崎の核廃絶運動と連帯し、早期実現を目指す。
- ⑤東日本大震災の復興に向けて被災者に寄り添うとともに、原発事故報道への批判を真摯に受け止め、原発の危険性や問題点について発信していく。
- ⑥死刑制度とえん罪、ヘイトスピーチ、LGBTなど人権問題について知識を深め、議論する。

今後10年間は活動費を落とさずに財政を維持できると試算しています。しかし、これはあくまでも一時しのぎに過ぎません。経営側は各部門を別会社化し経営のスリム化を図っています。それらの動きに対抗するためにも、賃金格差のある関連会社の組合を組織化し、活動を支援し仲間を増やすことは急務です。「組織拡大チャレンジ100プロジェクト」の推進を一層強化していく必要があります。

組織拡大や組織強化など直面する課題に対しては柔軟に対応するとともに、メリハリのある予算執行が求められています。

3、争議の現状

【勝利的解決をした案件】

▽新聞通信合同エオン電波新聞支部
2017年12月15日、電波新聞の未払い賃金訴訟は、東京地裁の和解直前に社長が退陣し、解決金支払いとパワハラ根絶などを会社に約束させて勝利的和解で解決しました。

裁判では未払い賃金の支払い額の多寡が争点の一つでしたが、いっこうに止まない社長自らのパワハラも大きな問題でした。組合と原告2人は裁判所の和解協定の中で、一定程度の未払い賃金の減額を受け入れる代わりに、36協定の締結、解決後の休日、時間外労働の賃金支払い、会社のパワハラ根絶を和解条件として提示。これらは裁判所を通じて会社に認めさせることに成功しました。同時にパワハラを行っていた社長は退任し、社長の息子・平山勉氏（34）が新社長に就任したことも大きな成果です。争議解決後、労働者に対する会社の態度が180度転換しました。パワハラは「掃

され、各職場と従業員の自主性が重んじられ、争議を闘った組合員は職場のリーダーに抜擢されています。今後は労使関係の安定化、社内労働組合の再建、就業規則改定に伴う労働環境の整備が焦点です。今回の争議で、社前要請行動や裁判の傍聴支援に駆けつけてくれた新聞労連の仲間の支援に改めて感謝します。

【争議継続中の案件】

▽山陽新聞労組
山陽新聞労組は、一時金の約束違反と県労委あつせん出席拒否で2014年から会社と争議状態が続いていますが、会社は18年3月、山陽労組の委員長と副委員長（いずれも印刷職場）の2人について、別会社化に反対する組合方針を理由として、異職種転転を通告しました。現在の直営の印刷工場を閉鎖、別会社の新工場への出向希望を認めませんでした。

山陽労組と新聞労連、中国地連は4月24日、明らかに支配介入として岡山県労委に救済申立、翌25日に全国各単組、地域の仲間など総勢80人の抗議集会を実施しました。

会社は、団体交渉での発言や組合宛の文書の中で「組合の主張及び行動（要求）を踏まえて」「人事権に基づき」判断したと明言しています。組合の要求に対し人事権で報復する事が許されるのなら、私たちは会社の意に反する要求は何もできないことになってしまいます。抗議の声の中、会社は5月7日に2人の編集局工程管理部への異職種転転を強行しました。明らかに労組法違反の異職種転転を許すわけにはいきません。

また、15・5%の賃下げとなる10年の新賃金制度導入交渉の中で会社が「好業績なら一時金で補填」と約束したが守らないこと、さらにこの問題での県労委あつせん出席しなかったことについて14年に岡山県労委に救済申立した事件は、17年6月に申立棄却の不当命令が出され現在、中労委で再審査を闘っています。

18年5月31日に中労委で藤井書記長の証人尋問が行われ、会社が主張する「好業績とは売上170億円以上」の主張が交渉当時、発言も想定もされていなかったことを明らかにしました。

不当転転の問題とともに、山陽新聞労組への会社の不当労働行為意図はますますはつきりしてきています。攻撃に屈しない闘いへの支援が必要です。

新聞労連第132回定期大会7月24日（火）、25日（水）東京・台東区民会館